一二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設周辺地域を指定する件　三150　六

○内閣官房

七六　災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件　三150　六

○内閣府

七七　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示　三149　一三〇　四

七八　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設周辺地域を指定する件　三150　七

七九　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件　三150　七

八〇　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物の公表を行う件　八　二

八一　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　一七160　六一

八二　災害対策基本法第二十四条第一項の規定に基づき、非常災害対策本部を設置する件　二八特34　一

八三　災害対策基本法第二十五条第八項の規定に基づき、令和八年熊本地震非常災害対策本部に非常災害現地対策本部を設置する件　三〇特35　一

八三　内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示　三一172　一五

八四　内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示　三一172　二四

八五　内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示　三一172　一七

○内閣府、財務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省

一　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示　三一172　一三

二　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示　三一172　一五

○内閣府、厚生労働省

二　健康管理システムに関して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日その他書面の出力に際し必要な事項　二七167　二一

三　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体の健康管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体　二七167　二二

四　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する健康管理システム並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める同令を適用する日　二七167　二四

○宮内庁

七　令和九年歌会始お題「旅」の詠進歌の選者が定められた件　一　五

○国家公安委員会

二九　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する件　三150　八